

SEINENH©RITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N557
2017・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

『9条第3項』という戦略—安倍提案批判…………… 植松健一

非正規労働者の賃金格差の是正を求めて…………… 水口洋介

—近時の訴訟の動向と同一労働同一賃金の原則の立法化の動向

警備員の仮眠時間の労働時間性を認めた判決…………… 黒葛原歩

第16回人権研究交流集会 単なる理想か？ 憲法の可能性と実現力 (11/25・26)

☐ 分科会紹介

ロースクールの実情と法曹養成

志を持つ人の夢を壊さないために…………… 林 翔太

☐ 共謀罪法案の強行採決に強く抗議する声明 (共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会)



コトルの子ども

『九条第三項』という戦略

—安倍提案批判

京都 植松 健一（立命館大学）

本

年五月三日の改憲派集会で流れたビデオメッセージの安倍首相（党総裁の立場だそうだが）はグロテスクであった。筆者が連想したのは、芥川賞作家・田中慎弥の空想小説『宰相A』（新潮社）の「首相A」のテレビ演説の場面だ。もともと安倍政権を風刺した作品だから当然といえるが、小説のこの場面を実写化すると、この日の安倍総裁のアップに似たものになりそうだ（あくまで主観的評価だが、この小説の読者なら筆者の言に共感するだろう）。疲労ゆえのむくみか画像のゆがみか原因は定かでないが、筆者には安倍総理の顔が（醜悪な「A」の表情と同様に）不健康に肥大してみえた。共謀罪も成立した現実の日本も、オーウェルや田中の描くディストピアにまた一歩近づいた。

今

回の安倍首相の提案（以下、安倍提案）は、九条一項・二項は変えずに、三項で自衛隊を規定するというものだ。まず、提案が自衛隊合憲化をターゲットに据えたことの意味を考えてみよう。

「九条の下でも自衛隊は合憲で、集団的自衛権の限定行使も可能」とする現政権の立場からすれば、フルスベックの国防軍の創設ではなければ、改憲の必要性はないようにみえる。三項追加で自衛隊を合憲にしても、それだけで集団的自衛権行使が合憲になるわけではないから、後者の合憲性をめぐる対立は解消されない（対立解消には、安保関連法の存立危機事態の要件のようなものを憲法に書き込むことが必要だが、国民投票での否決のリスクを考えれば、困難であろう）。九条の規

範構造を真面目に考えれば、二項を残す以上、三項がいう「自衛隊」とは権限上も装備上も「戦力」に該当しない組織でなければならず、世界有数の軍事力である現在の「自衛隊」が三項によってただちに合憲化される保障もないはずだ。

では結局、安倍提案によって何を獲得したいのか。もちろん、改憲派政治家としての首相の野心や政権の求心力の維持のためといった個人的動機もあるだろう。だが、改憲戦略としてみた場合、この自衛隊条項こそが、改憲要件緩和や緊急事態条項などの紆余曲折の上、ついに発見した「究極のお試し改憲」だという点が重要だ。つまり、安倍提案のとおり改憲を一度「体感」した国民は、第二弾（例えば軍事裁判所設置など関連規定の追加）、第三弾（九条二項削除と国防軍規定）を抵

抗なく受け入れるという筋書きがそこにある。自民党内には従来の議論がスキップされたことに批判の声もあったが、徐々に安倍提案でまとまりつつある。安倍提案があくまで「お試し改憲」であることを、みな弁えているからである。安倍提案は、「加憲論」の公明党の賛成を得やすい一方、安保関連法制定の際に向けられた「解釈改憲ではなく正々堂々と改憲を問え」「憲法は専守防衛しか認めていない」といった批判への応答にもなっており、安保関連法反対層に分断のくさびを打つことができる。なるほど周到である。

他

方、三項追加だけなら現状維持にすぎないのかといえば、そうともいえない面もある。まず、自衛隊のための実力の保持を三項が認めることで、一切の戦力を禁止したはずの二項の意味は決定的に変容し、一項の「目的を達成するため」の戦力の禁止という(かの芦田修正解釈に近い)意味しか持てなくなる。これでは侵略戦争のみを禁じたパリ不戦条約の水準に逆戻りで、もはや「平和憲法」と称するに値しない。

また、自衛隊の憲法的承認は、以下のような現状をさらに進行させるだろう。

第一に、自衛隊制服組の政治的発言力・影響力の上昇である。すでに、近年の自衛隊法改定を通じて、制服組は内局のコントロールの及ぶにくい組織になりつつある一方、一体的運用の過程での米軍との緊密な情報共有を資源として、安全保障政策決定における発言力を強めている。いまや統合幕僚長は安倍首相と頻繁に面会し、国家安全保障会議にも陪席し、そして安倍提案に賛意を表明するような存在だ。しかも、南スーダンPKO日報廃棄に象徴されるように、大臣による文民統制も機能していない。かかる状況の中で、自衛隊に憲法上のお墨付きを与えることは、自衛隊統幕を旧陸軍の参謀本部化を招くことにならないか。

第二に、日本社会に根強い「自衛隊タブー」の浸透が危惧される。現在ですら、自衛隊に対する冷静・客観的な批判すら許さない風潮がある。軍事予算拡張を「人殺しの予算」と呼んだ国会議員へのバッシング然り、自衛隊配備を犯罪増加の観点から反対した宮古島市議への議会の辞職勧告然りである。このような風潮のまま自衛隊が憲法上の組織となると、もはや自衛隊批判それ自体が「反憲法的言説」のレッテルを張られるだろう。防衛装備庁が推進している武器の輸出や、大学での

軍事研究の促進や、中高生を対象とした強引な入隊勧誘なども、すべて批判の許されない聖域になりかねない。

ツ

ツコミどころ満載」の安倍提案だが、国民の拒否感とは従来の自民党改憲案に比べて低いのも事実だ。読売新聞五月一五日の世論調査では、安倍提案への賛成は五三%にのぼる(反対三五%)。国民の中にある自衛隊に対する「専守防衛の組織」とりわけ「災害救助で頼りになる組織」というイメージが、この数字を支えているのだろう。このことを踏まえて安倍提案に対峙するならば、「自衛隊」が専守防衛の枠組みを超えて米軍と二体の外征軍に変貌している現実を、組織・権限・運用実態の面から丁寧に説明し、「憲法が認める自衛隊」のグロテスクさをイメージさせることが、まずは重要だろう。

非正規労働者の賃金格差の**是正**を求めて

近時の訴訟の動向と同一労働同一賃金の原則の立法化の動向

東京 水口 洋介

一 非正規労働者の状況

非正規労働者（有期契約労働者、パート労働者、派遣労働者）は、今や全労働者の四〇％を占めるに至っている。非正規労働者は雇用が不安定であるとともに、全体として見れば賃金水準が正社員と比較して六割程度である。女性労働者の約五五％が非正規労働者であり、近時は、若年の男性労働者も非正規労働者が増加している。少子化が深刻化していることを考えれば、非正規労働者の格差是正は全国的な課題でもある。

二 非正規労働問題の是正のための労働法改正

日本は、ILO百号条約（同一価値労働同一報酬の原則）を批准しているが、この原則は男女同一賃金を定めたものであり（労基法四条等）、正社員と非正規労働者の賃金格差是正の根拠とはならないと解釈されている。

長野地裁上田支部が一九九六年三月一日に言い渡した丸子警報器事件判決が非正規労働者の賃金格差を違法とした最初（法改正前の唯一）の判決である。同判決は「同一（価値）労働同一賃金の原則に実定法上の根拠はない」としたが、「均等待遇の理念は公序として成立している」として、女性正社員とパート労働者との八割を超える賃金格

差を違法として使用者に損害賠償を命じた。この丸子警報器事件判決が一つの大きな契機になり、二〇〇七年のパート労働法改正により「通常の労働者と同視すべき短時間労働者の差別的取扱いの禁止」（旧八条）が定められた。この規定を根拠としてパート労働者（貨物自動車運転手）が正社員との賃金格差是正を訴えたニヤクコーポレーション事件では、大分地裁が、二〇一三年二月一日、違法性を認めて使用者に損害賠償の支払いを命じた。

その後、二〇一二年労働契約法改正にて「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」（労契法二〇条）が制定された。これにともない、パート労働法も改正されて、「不合理な労働条件の禁止（均衡待遇）の原則」（同法八条）及び「通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止」（同法九条）が定められた。それまで非正規労働者と正社員の労働条件格差是正の実定法上の根拠がなかった中で、この労契法二〇条が導入されたことは極めて画期的であった。

三 近時の非正規労働者格差是正に関する判決

この労契法二〇条等の改正を契機に、非正規労働者の格差是正を求める訴訟が全国で取り組まれている。

貨物自動車運転手の有期契約労働者と正社員の格差是正を、労契法二〇条を根拠に求めた事件としては、ハマキョウレックス事件と長澤運輸事件がある。

ハマキョウレックス事件については、大阪高裁が二〇一六年七月二六日、労働者の請求の大部分を認めた。大阪高裁判決は、「正社員と契約社員との間には、前記のような職務遂行能力の評価や教育訓練等を通じた人材の育成等による等級・役職への格付け等を踏まえた広域移動や人材登用の可能性といった人材活用の仕組みの有無に基づく相違が存在するのであるから……前記のような労働契約法二〇条所定の考慮事情を踏まえて、個々の労働条件ごとに慎重に検討しなければならない」として、「無事故手当」「作業手当」「給食手当」「通勤手当」の格差は不合理であるが、「住宅手当」については、正社員には配置転換の住宅コストの可能性があるから不合理ではないとした（最高裁上告中）。

長澤運輸事件は、同じく貨物自動車運転手の事件であるが、原告は定年後継続雇用の有期契約労働者であり、正社員運転手との賃金格差が争われた。東京地裁は、二〇一六年五月一三日、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更の範囲が同一である場合には、特段の事情がない限り、賃金格差は違法となり、本件では特段の事情はない

と労働者側の全面勝訴の判決を言い渡した。

しかし、東京高裁は、二〇一六年二月二日、定年後の継続雇用措置の場合には、貨物自動車業界では定年後再雇用者の賃金水準は正社員の七割になっているとの統計を根拠に、一審原告らの賃金は八割程度であるとして、労働者側全面敗訴の判決を言い渡した（最高裁上告中）。

最高裁がこの両事件についてどのような判決を下すか重要な局面を迎えている。

また、メトロコマース事件は、東京メトロの駅売店に勤務する有期契約労働者が正社員の販売専従者との賃金等の格差を労契法二〇条違反として提訴した事件である。東京地裁は、二〇一七年三月二三日、早出残業手当の格差は違法としたが、それ以外の請求を棄却し、労働者側の全面的敗訴となった。同判決は、駅販売専従者である正社員は例外的な存在だとして、比較対象者を正社員全体として、職務内容等が同一ではないとして労働者側を敗訴させたものである。

このほか、今年九月一四日、東京地裁で判決が予定されている日本郵便事件がある。この事件は通常郵便や小包（ゆうパック）等の郵便事業を担う有期契約労働者が同一事業に従事している転居を伴う配転のない一般職である正社員との格差是正を求めている事件であり、東京地裁の判決が目される。

四 同一労働同一賃金原則の立法動向

安倍内閣は、「働き方改革」の中で「同一労働同一賃金の原則」を掲げており、二〇一七年六月六日、労働政策審議会が法整備の建議を行った。この建議は、均等待遇（差別的取扱い禁止）と均衡待遇（不合理な労働条件の禁止・労契法二〇条）を定める法整備をとする。「均等待遇」として、①職務内容と②職務内容及び配置の変更の範囲が同一である場合には、非正規労働者の差別的取扱いを禁止する規定を設けるというものである。この法案は、今年の臨時国会に上程される予定であり、その法案内容が注目される。前記両事件の最高裁の審理にも影響を与えることになる。

立法がどのような内容になろうと格差是正を求める労働者・労働組合の権利闘争がない限り、格差の是正は実現できない。格差は正に向けての裁判闘争に取り組むことが求められている。

警備員の仮眠時間の労働時間性を認めた判決

千葉 黒葛原 歩
あゆむ

1 事案の概要

二〇一七年(平成二九年)五月一七日、千葉地方裁判所民事第一部は、イオンデイライトセキユリティ株式会社(以下「イオンデイト」)の警備員として勤務する労働者による未払残業代請求及び付加金請求を認め、会社側に合計約一八〇万円の支払を命じた。本判決は労使双方とも控訴せず、確定している。

2 争点及びこれに対する判断

本件の主要な争点は、仮眠時間及び休憩時間の労働時間性である。仮眠時間の労働時間性については、大星ビル事件最高裁判決(最高裁平成一四年二月二八日判決)において、「不活動仮眠時間で

あつても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるとの規範が示されており、その後の裁判例(ジェイアール総研サービス事件・東京高裁平成二三年八月二日等)においても踏襲されてきた。もともと最高裁は、実作業への従事の必要性が皆無に等しいなどの事情の存する場合には、例外的に労働時間性が否定される余地を残しており、この例外事情を認定して仮眠時間の労働時間性を否定した裁判例もみられるところである(ビル代行事件・東京高裁平成一七年七月二〇日判決、ビソー工業事件・仙台高裁平成二五年二月二三日判決等)。

本件は、最高裁の規範を踏まえて仮眠時間及び休憩時間の労働時間性を肯定した事例判決であり、その内容はごく常識的なものである。もともと、本件においては、指揮命令の性質から、実労働のほとんどなかった休憩時間についても労働時間性を肯定している点に特徴がある。すなわち、本判決は、仮眠時間については実作業の頻度が相応に多かったことを理由として労働時間性を肯定しているが、実作業の発生がほとんどなかった休憩時間についても、指揮命令の性質が仮眠時間におけるそれと異ならず、異常発生時の即応が要求されていたことを理由として、労働時間性を肯定している。この点は、同種事案において参考となるものと思われる。

3 警備員・警備業界の実情

(1) 本件は弁護士団を組織して提起した事件ではないし、判決の内容自体も、ごく常識的な判断であった。ただ、原告本人は、同じ境遇で働く二

〇〇〇人の従業員を救いたいという、強い情熱を持っており、訴訟継続中から頻繁にマスコミ各社に情報提供を行っていた。加えて、原告が待遇・労働時間のいずれにおいても苛酷な労働条件の下で働く、いわゆる「ワーキングプア」であったこと、相手が小売大手のイオン系列の企業であったこと、たまたま判決の時期に、ヤマト運輸やエイベックス等で、大型の残業代未払が発覚し、「残業代」というキーワードに対し世間の関心が高まっていたことなどが相俟って、本件は広くマスコミを通じて報道されることとなった。

(2) 原告の提訴時の賃金は、時給換算すると僅か九二〇円であり、勤務地である東京都の最低賃金とほとんど変わらない水準であった。勤務実態も極めて苛酷であり、二四時間勤務どころか、三六時間の連続勤務もザラにあるという状況であった。賃金水準が低いために離職率が極めて高く、人員不足が常態化しているため、個々の警備員の勤務負担が極めて厳しいものとなっていた。低賃金と過重労働のダブルパンチである。このような労働条件が、よりにもよって「イオン」の名を冠する企業の、正社員に対して強いられるというのである。イオンデイライトセキュリティは、警備業界第一八位の売上規模を誇る企業であり、決して小さな会社ではない。そのような職場においても、こうした貧困状態が発生しているという現

実がある。

(3) 警備員が低賃金を強いられる要因は様々である。経営者自身の見識の問題もあるが、仕事の獲得に際して入札が主となる警備の料金は買い叩かれやすく、警備料金の値下げが人件費に跳ね返ってしまいやすいという体質の問題が、より大きい。それゆえに、日本中の警備員が低賃金に喘ぎ、苦しめられている。警備料金は安心・安全の対価であり、ひいてはこれを提供する警備員の命の対価ともいえるものである。警備業の経営者に対しては、事業の社会的意義を積極的に発信し、賃金原資の確保に努めることが求められよう。

(4) さて、さる六月一日、憲政史上最悪の悪法のひとつである改正組織的犯罪処罰法が成立した。安倍政権はこれでテロ対策になると強弁しているが、「共謀」自体が犯罪の外形の徴候として顕れることは稀であろうし、これを処罰することでテロの予防になるとも考えられない。テロ等の予防のために真に必要なのは、不審物や不審者の発見といった、テロ行為の外形的な徴候に対する適正・迅速な対処である。そして、現実にかうした行動を取ることを期待されているのは、ほかならぬ民間の警備員である(二〇二〇年のオリンピックにおいては、少なくとも一万四〇〇〇人の民間警備員の動員が必要であるとされている)。

最低賃金の迅速な引き上げも行わず、現実のテ

ロ対策は低賃金の警備員にやらせておきながら、他方で机上の空論を嬉々として弄んでいるのが、今の政権の姿である。共謀罪は、その法理論もさることながら、こうしたテロ対策の現実という側面からも、大いに批判されるべきものといえよう。市民の「リアル」の安全のために、全国五百万の警備員が、低賃金と苛酷勤務に苦しみながら、今日も働いている。本判決が、僅かでも、こうした不公正な現実を糺す契機となることを願ってやまない。

4 判決後の動きについて

本判決は確定し、会社側は過去に遡って従業員の未払賃金を調査して支払う旨を表明しているが、支払対象者の範囲(退職者を含むか否か)や、金額の水準について、なお予断を許さない状況である。今後、同社の在職者・退職者による二次訴訟も考えられるところであり、その折には、会員の皆様のご支援を賜りたくお願い申し上げる。

第16回

人権研究交流集会（11/25・26 大阪） □ 分科会の紹介 □

ギャンブル被害のない社会をめざして

ギャンブル被害分科会

我が国には、二〇〇万人とも五〇〇万人ともいわれる病的賭博、いわゆるギャンブル依存症を疑われる人がいます。成人人口比にしておよそ二～五%もの割合なのですが、諸外国のそれがおおむね一%程度であることからすると、極めて高い数値です。

こうした異常値の発生は、我が国独特の賭博、パチンコが放置されているために生じたものです。パチンコは、獲得した玉を現金に換金できるので、すから、賭博に他ならないと思われませんが、現状では、「遊戯」として取扱われており、摘発の対象になっていません。パチンコは、一〇〇〇万人もの顧客を擁しており、日本中どこでも誰でもうつことのできる、まさに「簡易カジノ」とも呼ぶべき存在になっています。

そして、パチンコにはまってしまった結果、財産だけでなく、仕事や家族、はては犯罪を犯したり、あるいは、自ら命を絶つ人もいます。

一方で、パチンコを含む賭博産業は、こうして

ハマってしまう人の存在なくして繁栄することができません。そこで、賭博産業は、ギャンブラーをハマらせるために、デジタル技術や音響技術などのあの手この手を繰り返し出します。

こうした構造を考えると、ギャンブラーやその家族たちに生じている事態は、ギャンブル被害であるといわなければならないのではないのでしょうか。

分科会では、ギャンブル被害の実情を学び、こうしたギャンブル被害を生じさせない社会にするための取り組みを議論したいと考えています。

（兵庫県 吉田哲也）

国民主権にふさわしい公共放送の在り方とは

— NHK 集団訴訟から考える

報道の自由分科会

放送受信料の支払いを中断したA氏に対して、

NHKは三年分の放送受信料約四万円余りを支払

えとの訴訟を提起しました。

A氏が支払いを中断したのは、NHKが、放送

第16回
**人権研究
交流集会**
あと4カ月

法四条が規定する、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなどを遵守していないからです。そして、放送受信契約は、継続的な有償双務契約であり、NHKが政治的公平や多角的論点提示義務等の放送法第四条の義務を履行しない場合には視聴者は受信料の支払いを拒み、または一時留保することができると主張して争いました。さらに、A氏は、原告として、NHKを被告に「NHKはニュース報道番組において放送法第四条を遵守して放送する義務のあることを確認する」との訴訟を提起し、この訴訟は原告二一八名に達する集団訴訟となりました。

当分科会では、NHK問題に造詣の深い識者もお招きし、国からの干渉を受けずに、自主自律で運営する、言論・表現の自由や少数者の人権などが擁護されるような公共性の高いNHKをどのようににつくっていくのか、国民主権にふさわしい公共放送の在り方について、改めて考えてみたいと思います。

(大阪 辰巳創史)

今回も、全ての事件に役立つ 「裁判必勝法Part4」をやります

裁判必勝法Part4分科会

ネーミングのため、幾分キワモノ的印象をもたられるかもしれないが、二〇〇七年名古屋での集会で初めて開催して人気を博して以来、常にベスト3の集客を誇る人気連続企画である。

1 分科会誕生の歴史

二〇〇二年、困難な弁護士団事件を熱心に取り組み一六年間弁護士をしたあいち支部の永世事務局長T氏が弁護士任官したとき見えてきたものがあった。それは、裁判官というものは、「事件をこのように読む」、「判決を書くときはこのようなことが決め手になる」ということであつた。そのアイデアと志を形にしたのが本分科会である。

2 内容

肝心な内容だが、大変な難事件に勝訴をした二人のベテラン職人的弁護士と元裁判官二名の三名のパネリストから、勝訴した秘訣を中心に、何十年

という闘いと貴重な経験でしか得られない先人の深い知恵(ディープナレッジ)が惜しげもなく披露される。我々は、背筋を伸ばし、心して聴くことになる。この知恵はどんなに心に響くことか。困難な弁護士団事件、一般の事件にも共通する弁護士としての気概やスピリッツから、小さな、といっても簡単にはできない心遣いまで、全てが学びとなる。

そして、もう一つの素晴らしい講師が、同じ志を持った参加者からの会場発言である。これらが相まって、企画者が考えた以上の世界が広がる。この分科会は、「先人の志と知恵を後継者に伝える」という、まさに青法協のスピリッツを体現する分科会である。講師は、今村嗣夫弁護士(津地鎮祭訴訟等)、板井優弁護士(水俣病訴訟等)、井戸謙二元裁判官(原発差止訴訟等)に決定した。是非期待して頂きたい。

(あいち 北村 栄)

保育と裁判

— 子どもの最善の利益を守るか —

保育と裁判分科会

保育所の民営化や統廃合、待機児童、育休退園、ブラック保育園、保育士不足など、今、保育を巡り様々な問題が噴出していきます。

保育所は、子どもの発達を支援するという重要な役割を担っています。しかし、保育の市場化や民営化、急速な量的拡大の流れの中で、保育の質や子どもの健全な発達が軽視される傾向が進んでいると指摘されています。

この分科会では、民営化などの保育環境の変化が子どもの発達に及ぼす影響について調査研究をされている大倉得史准教授（京都大学、発達心理学）による報告を通じて、乳幼児の発達や保育論について学ぶとともに、公立保育所の民営化事件をいくつも担当してきた村田浩治弁護士、所沢市の育休退園事件を担当した北久永弁護士からも報告をいただき、「子どもの最善の利益」の観点から「保育と裁判」を巡る現状と課題について検討する予定です。ぜひ、ご参加ください。

また、この分科会を一つの契機として、保育問題に関心を持つ法律家のネットワークを作りたいと考えております。保護者や保育士が相談できる窓口となり、また保育政策についても法律家の立場から政策提言や意見表明を行えるようになっていければと思っています。

【第16回人権研究交流集会 主催 青法協】
日時：2017年11月25日、26日
会場：たかつガーデン
保育分科会責任者 弁護士 藤井 豊
京都第一法律事務所 (075-211-4411 / fujii@daichi.co.jp)

(京都 藤井 豊)

第16回
人権集会

WEBでも宣伝を開始します。ご注目ください！

青法協弁学会合同部会ホームページに、バナーを設置しました。

8月中には第16回人権研究交流集会特設サイトとリンクする予定です。全体会・分科会の詳細なども、順次公開いたします。ぜひともご注目ください。みなさまのご参加とご支援をよろしくお願いいたします。

集会宣伝用のチラシ・チケットの購入申し込みは、
本部事務局 (bengaku@seihokyo.jp) までお問い合わせください。



第16回 人権研究交流集会

2017年11月25日(土)・26日(日)

会場：大阪府教育会館「たかつガーデン」

単なる理想か？

憲法の可能性と実現力



木村草太



金平茂紀



猿田佐世



太田啓子

■1日目/25(土) 13:00~14:00 憲法劇(あすわ兵庫) / 14:10~17:00/16:10~18:00 13分科会 ■2日目/26(日) 10:00~13:00(9:30開場) 全体会「シンポジウム」

志を持つ人の夢を壊さないために

あいち 林 翔太

■法科大学院進学を志望した理由

私が司法試験を受けようと思ったのは、高校時代に、法律を使いながら、人のためになる仕事を選んだことがきっかけで、弁護士之道を選び、法科大学院の進学を志望し、法学部で学びました。当時としては、私でも法科大学院に進めば、司法試験に合格し、弁護士になれるのではないかと思い、法科大学院の道を選びました。

■経済事情と生活事情

法科大学院への進学について、両親は寛容的でしたが、経済的な面で言えば、奨学金を大学時代から借りました。兄弟が男4人と多く、自分への負担で両親を困らせたくなかったため、進学にあたっては、日本学生支援機構の奨学金を借りました。学部時代からそう

だったため、それが当然というような雰囲気だった記憶です。

それからというものの、親からは、金銭面に關しては、テレビからの情報で、弁護士になった時点で、何百万円もの借金を負っていることを繰り返し指摘されました。家族からお小遣いも毎月もらっていませんでした。その甲斐あり、修習資金を少しでも貯金しました。

ロースクールに進学してからは、常にプレッシャーとの戦いでした。既習コースに進学したので、標準期間に卒業するには、①三科目以上落とせないこと、②GPA（成績評価値）をある程度保たなければならないことが条件で、私の学年から導入されたことに伴い、常にビクビクしながら勉強しました。しかも、同時に同コースに入学したのが私だけだったため、気軽に友人に相談することもできませんでした。また、兄弟も多く、私ばかりに負担

をかけられない家庭の事情から、現役で合格するプレッシャーもありました。これらのプレッシャーを考え、根詰めて勉強しました。精神衛生上よかったとは到底言えません。その甲斐あつてなのか、法科大学院でも上位に位置し、奨学金の特例も受けることができ、現役で合格できました。

ところが、私の周りはいくもの、なかなか進級できない、頑張つて勉強しているハズなのに合格ができない、何度も受験したが失敗し続け、公務員など別の道を進むなどの院生もいます。二回、三回、最大で五回も受験するとなると、その分大学院の施設利用料がかかりますし、精神的な負担もとてもないものだと思います。別の道を進んだ方も、一から自分で道を探すことになるので、手当が不十分なようにも思います。

それどころか、高額な費用を不安に思い、進学をあきらめた人も、学部時代にいました。学部時代の友人は、社会人経験を経てお金を貯めてからとも言っていました。法科大学院にも一念発起して、勤務先を辞め、進学した方もいましたが、合格できないとなると、年齢などのために、別の道すら探すことができなくなることになります。「多様な法曹」を輩出するためにも、社会人経験者も募るべきですが、

不安を解消するためにも、なお手当が必要に

思います。

■ 今後の法曹養成の あり方について

ロースクール制度自体も問題がありますが、私のロースクールは、私の学年から入学者が年々減っていき、標準期間で卒業する学生を輩出するために、教授たちが採点

基準を工夫し、落第者を増やさないよう配慮もされていきました。その結果なのか、合格者が全体的に減ったというのがありますが、私のロースクールも合格者が徐々に減少し、下位争いをせざるをえないところまで来ているのが現状で、教授たちも頭を抱えています。

私のロースクール自体にも問題があるのかもしれないですが、全国的に言えば、ロースクール進学希望者が減っている、成績優秀者は予備試験へ流れるという問題を抱えている

気がします。志望者が減少しているのも、今や弁護士もなつてから大変というマスコミなどの報道も絡んでいるように思います。事実そうかもしれないですが、やはり多様な法曹像、社会的に優秀な人材を輩出するためにも、ロースクールでの確固たる教育制度を確立する必要があるように思います。自分がロースクール制度の恩恵を受けた分、夢のある後輩たちにもそれを受けてほしいように思います。

ロースクールの実情と 法曹養成

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会◎声明

共謀罪法案の強行採決に強く抗議する声明

二〇一七年六月一九日

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会

社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄
自由法曹団 団 長 荒井 新二
青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 長 原 和良

日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一
日本反核法律家協会 会 長 佐々木 猛也
日本民主法律家協会 理事長 森 英樹
日本労働弁護団 会 長 徳住 堅治
明日の自由を守る若手弁護士の会

共同代表 神保大地・黒澤いつき

二〇一七年六月二五日午前七時四六分、参議院本会議において、「中間報告」（国会法五六条の三）により法務委員会の採決を省略するという極めて異例な手段によって、共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の採決が強行され、同法案は可決成立した。

私たちは、この暴挙に強く抗議する。

共謀罪は、二七七種類もの犯罪について、日本法で

は例外中の例外とされる予備罪にも至らない、およそ法益侵害の危険性のない「計画」（共謀）を処罰しようとするものであり、刑法の原則を根本から破壊する憲法違反の悪法である。

政府は、共謀罪法案を「テロ等準備罪」と呼び、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を批准するためには共謀罪の創設が不可欠である、同条約を批准しなければ東京オリンピックも開催できないなどと宣伝してきたが、TOC条約はテロ防止を目的とするものではないこと、同条約を批准するには共謀罪は不要であること、共謀罪が対象とする二七七の犯罪にはテロと無関係の犯罪がほとんどであり、テロ対策の法制度は整備済みであること、従って共謀罪がいかなる意味でもテロ対策法とはいえないことは、すでに明らかになっている。

また、「計画」、「準備行為」、「組織的犯罪集団」等の概念はあまりにも不明確である上、政府答弁も二転三転し、国民は何が犯罪であり、何が犯罪でないのかわかることができない。別表に掲げられた対象犯罪二七七が極めて広範であることあいまって、共謀罪が罪刑法定主義（憲法三二条）に違反することは明白である。

共謀罪の最大の問題は、政府に異をとる市民

団体などの活動の処罰や、その情報収集・捜査の根拠とされ、市民のプライバシーの権利（憲法一三条）、内心の自由（憲法一九条）、表現の自由（憲法二二条）を侵害する危険が極めて高いことである。

法務大臣は、衆議院では、条文上何らの根拠がないにもかかわらず、「組織的犯罪集団」とは、テロリズム集団、暴力団、麻薬密売組織などに限られる、「通常の団体に属し、通常の社会生活を送っている方々は処罰対象にならない」と繰り返し答弁してきたが、参議院に至って、「対外的には環境保護や人権保護を標榜していたとしても、それが言わば隠れみの」である団体は組織的犯罪集団となり得るとの重大な答弁を行った。また、組織的犯罪集団の「周辺者」も捜査対象となることを認めた。

これは、共謀罪が成立すれば、正当な目的をもつ団体であっても、警察がその目的を「隠れみの」であると考えれば、その団体や、構成員ないし「周辺者」とみなされた市民が日常的な警察の監視対象とされることを意味する。

対象犯罪二七七の中に、組織的威力業務妨害罪や組織的強要罪など、基地やマンション建設に反対する行動などに適用される可能性の高い「犯罪」類型が含まれるだけに、上記の日常的な情報収集をもとに強制捜査や処罰が行われるおそれがある。

こうした重大な答弁が参議院になってからなされ、十分な審議がますます必要になったにもかかわらず、

強引に採決した与党の強権的な国会運営には憤りを禁じえない。

法案審議中の五月一八日、国連特別報告者ジョセフ・カナタチ氏は、共謀罪法案が「プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」との懸念を表明する書簡を安倍首相に送付した。ところが、日本政府はこの書簡に対し、単に「強く抗議」し、何ら回答しないという恥ずべき態度をとった。こうした日本政府の対応は海外メディアでも危惧感をもって大きく報道された。共謀罪法案が、このように国際社会に背を向けて成立した経緯も忘れてはならない。

国会法五六条の第三項は、「特に緊急を要すると認めたとき」に限り、法務委員会の採決を省略して本会議で採決することを認める。しかし、共謀罪を成立させることに何らの緊急性はなかった。共謀罪法案は、そもそも立法事実が存在しない上、法務大臣がしばしば答弁不能になるなど政府側の解釈が最後まで迷走し、疑問や矛盾が山積していたのであり、六月一八日の会期末をもって廃案にすべき法案であった。このような法案について、奇策というべき手段で強行採決した与党の国会運営は、議会制民主主義を死滅させる暴挙である。

今後の日程

【常任委員会】

*第2回

2017年 9月 1日(金)～ 2日(土) 名古屋

*第3回

2017年11月26日(日) 大阪

*第4回

2018年 3月 2日(金)～ 3日(土) 北陸・金沢

【第49回定時総会】

2018年 6月23日(土)～24日(日) 京都

【第16回人権研究交流集会】

2017年11月25日(土)～26日(日) 大阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

8月23日(水)15時～ 青法協本部

【修習生委員会】

8月28日(月)10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

8月30日(水)15時～ 青法協本部

共謀罪法案の廃案をめざす声は、全国に大きく広がった。おびただしい数の市民集会、デモ、街頭宣伝、国会周辺では連日の座り込みや昼夜の共同行動が行われた。国会内では四野党一派が結束して闘い、法律家も、日弁連及び五二の単位弁護士会の全てが共謀罪に反対する声明を出し、多数の学者、作家、ジャーナリスト、マスメディアも反対の論陣を張った。そのなかで私たち法律家団体連絡会もあらゆる努力をした。世論調査では反対が賛成を上回った。こうした運動の広がりには、共謀罪を発動させない大きな力になると確信する。

「現代の治安維持法」、「監視社会を招く違憲立法」として強く批判してきた共謀罪であるが、私たち法律家は、今後も市民・野党と手を携え、共謀罪の廃止をめざし、共謀罪の発動を許さない活動を続ける。その一環として、国連特別報告者カナタ氏が提案した、「監視活動を行う警察を監督する第三者機関」の設置をめざすことも重要な課題である。

私たちは、これからも市民が絶対に萎縮することなく、自由に表現し、自由に仲間と集いあえる社会を維持するため、全力を尽くす決意である。

編集後記

▼以前に某巨大自治体の公設市場移転問題についてコメントしたが、その後、いろいろと揺れ動き

があり、結局、移転はするらしいのだが、あとはどうするのだという展望が見えてこない。というより、外野で噂を聞くだけの一般市民(というより「大衆」か、「人民」というと何となく存在感があるが、実態としては、偉くもなく名もない人々というのが正確だろう)には、よくわからない話である。現在都議選に入るところだが、政策論争より雰囲気問題になっってしまうのだろうか……。もちろん、多数の人々が、理性的、知性的な決断をするのは難しいのだろうが、あまり安易に考えていると、このころはやりの●●●XXの選挙をバカにできないことになる。▼とはいうものの、どういう政治的方向性を是とするのか。雰囲気になれない判断をするのは難しい。

(高野真人)